



株式会社 タダノ 証券コード:6395

第69回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成29年6月27日(火曜日) 午前10時
(受付開始:午前9時)

開催場所 香川県高松市木太町2191番地1
高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針
(買収防衛策)の更新の件

目次

第69回 定時株主総会招集ご通知	01
事業報告	03
連結計算書類	18
個別計算書類	20
監査報告書	22
株主総会参考書類	25

証券コード6395
平成29年6月5日

株 主 各 位

香川県高松市新田町甲34番地
株式会社 タダシ
代表取締役社長 多田野 宏一

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月26日（月曜日）午後5時25分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力下さい。

インターネットによる議決権行使に際しましては、53頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 香川県高松市木太町2191番地1
高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第69期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙に、議案に対する賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) 株主総会にご出席いただけない場合には、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）で対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.tadano.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
 - ① 事業報告 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
 - ② 事業報告 株式会社の支配に関する基本方針
 - ③ 連結計算書類 連結株主資本等変動計算書及び注記
 - ④ 計算書類 株主資本等変動計算書及び注記従って、本招集ご通知の提供書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.tadano.co.jp/>）に掲載させていただきます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

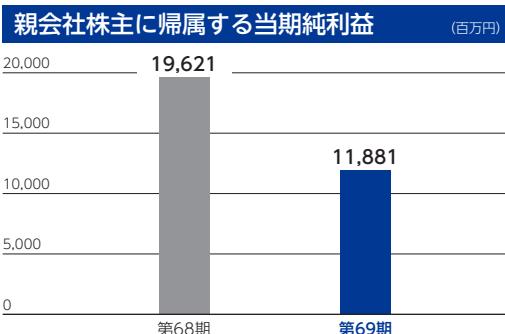
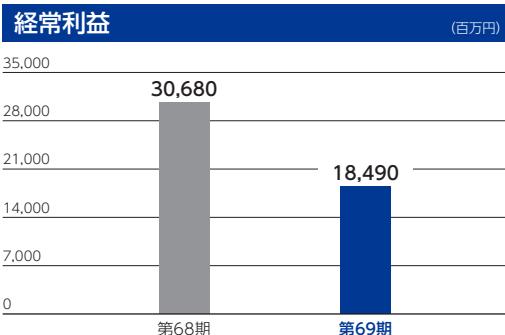
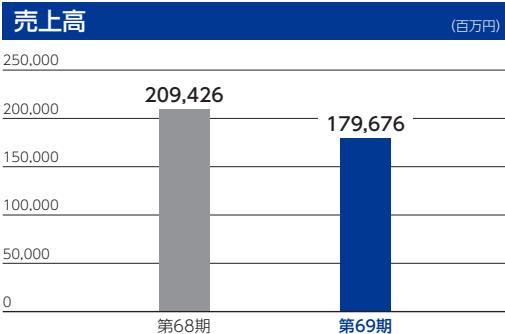
当期におけるわが国経済は、年度後半から企業収益が改善し、設備投資・個人消費に持ち直しの動きがみられました。生産や輸出は持ち直し、景気は緩やかな回復が続いております。欧州経済は横ばい、米国経済は回復持続、新興国は減速基調にあります。中国経済による影響、原油・資源価格動向、地政学上のリスクに加え、米国の政策や欧州政治の不安定さもあり、より不透明感が強まっております。

私どもの業界は、日本では、復旧復興・防災減災・インフラ老朽化対策・民間建設投資等により需要は概ね堅調に推移しました。海外では、平成24年をピークに需要減少が続く中、欧州は横ばい、北米・中東・東南アジアは減少、全体として需要は更に減少しました。

このような経営環境のなか、当社グループは、日本では新モデルの販売に努め、海外では販売価格の維持とシェアアップに注力しました。加えて、原価低減を推進しました。また、長期成長に向けた生産能力の拡大のため、高松市内の工業用地約20ヘクタールを昨年11月に約24億円にて取得しました。平成30年度中に新工場の稼働を目指し、約175億円を投資予定です。

日本向け売上高は、建設用クレーンが減少、車両搭載型クレーンが微減、高所作業車が増加し、1,022億7千万円（前期比97.4%）となりました。海外向け売上高は、新規顧客の開拓に注力したものの、需要の更なる減少・円高基調のなか、774億6百万円（前期比74.1%）となりました。この結果、総売上高は1,796億7千6百万円（前期比85.8%）となりました。なお、海外売上高比率は43.1%となりました。

売上減少に伴う売上総利益の低下に加え、為替等の影響により、営業利益は184億8千4百万円（前期比59.5%）、経常利益は184億9千万円（前期比60.3%）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、中国の関係会社出資金評価損等による特別損失12億9千8百万円を計上し、118億8千1百万円（前期比60.6%）となりました。



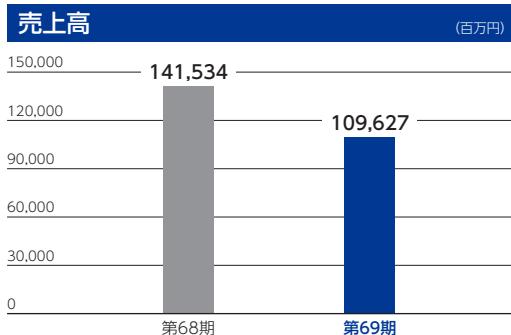
主要品目別の状況は次のとおりです。

■建設用クレーン

日本向け売上は、需要が減少するなか、拡販に注力したものの、新モデルへの生産移行の影響もあり、450億1千7百万円（前期比88.1%）となりました。

海外向け売上は、新規顧客の開拓に注力したものの、需要の更なる減少・円高基調のなか、646億9百万円（前期比71.4%）となりました。

この結果、建設用クレーンの売上高は1,096億2千7百万円（前期比77.5%）となりました。

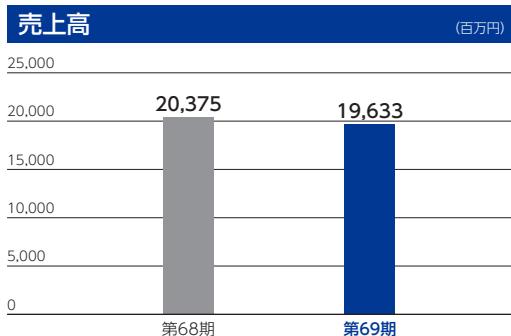


■車両搭載型クレーン

日本向け売上は、需要が減少するなか、拡販に注力し、181億9千2百万円（前期比97.4%）となりました。

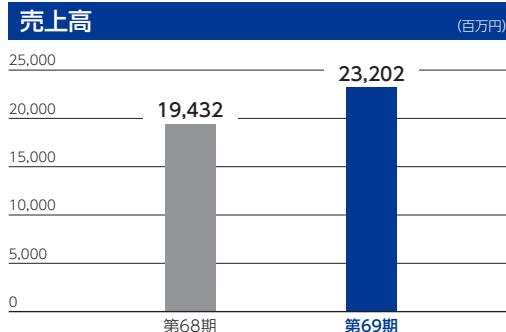
海外向け売上は、新興国向けの販売に注力したものの、14億4千万円（前期比85.3%）となりました。

この結果、車両搭載型クレーンの売上高は196億3千3百万円（前期比96.4%）となりました。



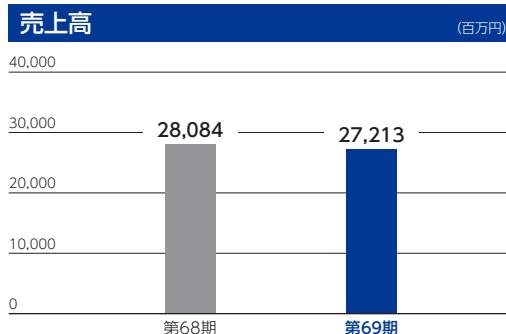
■高所作業車

インフラ点検用途のニーズを背景に好調なレンタル業界に加え、電力電工業界の設備投資もあり、高所作業車の売上高は232億2百万円（前期比119.4%）となりました。



■その他

部品、修理、中古車等のその他の売上高は272億1千3百万円（前期比96.9%）となりました。



今後の経済見通しにつきましては、日本では、個人消費の下押しが懸念されるものの、輸出増加、企業収益の改善に伴う設備投資の持ち直しなどから、景気は引続き緩やかな回復が期待されます。海外では、新興国経済の減速、為替や原油価格動向に加え、地政学上のリスクの高まり、米国の政策や欧州政治の不安定さもあり、より不透明感が強まっております。

当社グループを取り巻く市場環境は、日本では、高稼働継続が予想される一方、オペレーター不足、トラック駆け込み需要の反動もあり、建設用クレーンは横ばい、車両搭載型クレーン・高所作業車は減少を見込んでおります。海外は、米国インフラ投資、原油・資源価格の回復による需要喚起も期待されるものの、総じて需要は減少を見込んでおります。なお、海外需要は、平成24年をピークに減少を続けておりますが、需要サイクルの観点から平成29年がボトムになるものと予想しております。

当社グループは、平成20年度以降、事業領域を「(移動機能付) 抗重力・空間作業機械 = Lifting Equipment (LE)」と定め、「LE世界No.1」・「海外売上比率80%」・「安定的高収益企業 (平時の営業利益率20%)」の3つを長期目標としております。

世界の人口動態を考えれば、LE業界は長期的には成長産業であり、今後のポテンシャルは高いと考えております。しかしながら、短中期的には市場変動が激しい事業特性を有しております。

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、3年毎に中期経営計画を策定しております。建設用クレーンの海外需要が平成24年をピークに減少する中、「『強い会社』に」を基本方針とし、「更なるグローバル化」・「耐性アップ」・「競争力強化」を重点テーマとする「中期経営計画(14-16)」に取り組み、シェアアップ・高付加価値商品の拡販等により業績向上を図って参りました。その結果、平成26年度と平成27年度は2年連続で過去最高の売上高と営業利益を更新し、ROS(売上高営業利益率)は14.4%・14.8%、ROA(総資産営業利益率)は13.9%・13.5%と高水準で推移しました。しかしながら、当社は未だ「強い会社」への途上にあり、最終年度は需要の更なる減少の影響により、ROS10.3%、ROA7.9%への低下を余儀なくされました。

平成29年度(17年度)をスタートとする「中期経営計画(17-19)」は「『強い会社』に(赤い矢印に集中)」を基本方針として、3つの重点テーマ実現のために、9つの戦略に取り組んで参ります。

- ・「強い会社」とは、いかなる外部環境にあろうとも、「利益を出す」・「人を育てる」を每期継続することができる会社です。
- ・当社グループでは、「市場：需要・為替 (=青い矢印)」というコントロールできない環境の中で、事業に対する「自助努力 (=赤い矢印)」に集中し、これに「投資 (=黄色い矢印)」の成果を加えたものが、「業績 (=黒い矢印)」と位置付けております。「中期経営計画(17-19)」では、「強い会社」になるために「赤い矢印」に集中することを基本方針としたものです。

- ・ 3つの重点テーマ
 - ①更なるグローバル化 (ONE TADANO、Wide & Deep)
 - ②耐性アップ (6つの鍵)
 - ③競争力強化 (四拍子そろったメーカー)
- ・ 9つの戦略
 - ①市場ポジションアップ
 - ②商品力強化
 - ③グローバル&フレキシブルものづくりへの取り組み
 - ④感動品質・感動サービスの提供
 - ⑤ライフサイクル価値の向上
 - ⑥ソリューションビジネスへの取り組み
 - ⑦収益力・資産効率のレベルアップ
 - ⑧成長基盤の確立
 - ⑨グループ&グローバル経営基盤の強化

なお、平成29年度は、「中期経営計画（17-19）初年度への取り組み」・「『赤い矢印』への集中と『黄色い矢印』への取り組み」・「『青い矢印』の変化への備えと競争激化への対応」を推進して参ります。

また、当社グループは、「中期経営計画(17-19)」の最終年度の平成31年8月29日に創業100周年を迎えます。

私たちタダノグループは、「企業が社会や人との調和の中に生かされている存在」との認識のもと、地域社会・国際社会発展への貢献と地球環境の保全に役立つ事業活動を推進し、すべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値を最大化することで、「世界に、そして未来に誇れる企業」を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資は、60億3千万円となりました。主なものは、新工場用地を24億4千1百万円で取得しております。なお、当期中に完成した主要設備は、タダノテクノ東日本 佐倉工場8億4千3百万円及び低温試験棟6億8千3百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達において特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第66期 (平成26年3月期)	第67期 (平成27年3月期)	第68期 (平成28年3月期)	第69期(当期) (平成29年3月期)
売 上 高	181,764百万円	204,059百万円	209,426百万円	179,676百万円
営 業 利 益	21,140百万円	29,462百万円	31,062百万円	18,484百万円
経 常 利 益	21,642百万円	30,357百万円	30,680百万円	18,490百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	14,410百万円	19,483百万円	19,621百万円	11,881百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	113.68円	153.78円	154.93円	93.83円
純 資 産	102,965百万円	122,141百万円	134,796百万円	142,549百万円
総 資 産	198,944百万円	223,608百万円	235,400百万円	229,799百万円
連 結 子 会 社 数	26社	27社	28社	30社

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、建機事業（建設用クレーン、車両搭載型クレーン及び高所作業車等の製造販売）を営んでおります。

区 分	主 な 製 品
建設用クレーン	オールテレーンクレーン、ラフテレーンクレーン、トラッククレーン、軌陸車、伸縮ブーム式クローラークレーン
車両搭載型クレーン	カーゴクレーン、車両運搬車、軌陸車
高所作業車	高所作業車、穴掘建柱車、高架道路・橋梁点検車、軌陸車、照明車
その他	部品、修理、中古車、リフター等

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
タダノ・ファウン GmbH	45,274 千ユーロ	100.0%	建設用クレーン等の製造・販売
タダノ・アメリカ Corp.	2,500 千米ドル	(100.0%)	建設用クレーン等の販売
株式会社タダノアイレック	180百万円	100.0%	建設用クレーン等の部品の製造
株式会社タダノアイメス	60百万円	100.0%	建設用クレーン等の販売

(注) タダノ・アメリカCorp.の当社の出資比率は、間接所有の割合を表示しております。

(7) 主要な提携の状況

会社名	相手先	国名	提携内容
株式会社タダノ	コベルコ建機株式会社	日本	ラフテレーンクレーンの完成車・キャリア部の生産受託及びクレーン部の部品の共通化・共同購買
	北京京城重工機械有限公司	中国	建設用クレーンの製造・販売を目的とする合併会社「北起多田野（北京）起重機有限公司」の設立（資本金30百万米ドル、当社出資比率50%）

(8) 主要な営業所及び工場等

区分	名称及び所在地	
当 社	本 社 等	本社：香川県高松市、東京事務所：東京都墨田区
	工 場	高松工場：香川県高松市、志度工場：香川県さぬき市、多度津工場：香川県多度津町、千葉工場：千葉県千葉市
	研究所・試験場	技術研究所：香川県高松市 三本松試験場：香川県東かがわ市
	支 店 等	北海道支店：北海道札幌市、東北支店：宮城県仙台市、北陸支店：富山県富山市、関東支店：埼玉県上尾市、東京支店：東京都墨田区、中部支店：愛知県一宮市、関西支店：大阪府堺市、四国支店：香川県高松市、中国支店：広島県坂町、九州支店：福岡県大野城市 北京事務所：中国・北京市 中東事務所：アラブ首長国連邦・ドバイ市
重要な子会社	タダノ・ファウンGmbH：ドイツ・バイエルン州（本社及び工場） タダノ・アメリカCorp.：米国・テキサス州（本社） 株式会社タダノアイレック：香川県多度津町（本社及び工場） 株式会社タダノアイメス：東京都墨田区（本社）	

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
日 本	2,310 名	△53 名
欧 州	669	+21
米 州	229	△16
そ の 他	138	△39
合 計	3,346	△87

(注) 従業員数は、就業人員を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,433名	△72名	42.0歳	17.2年

(注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しております。
2. 従業員数には、嘱託117名を含み、出向者165名は含んでおりません。

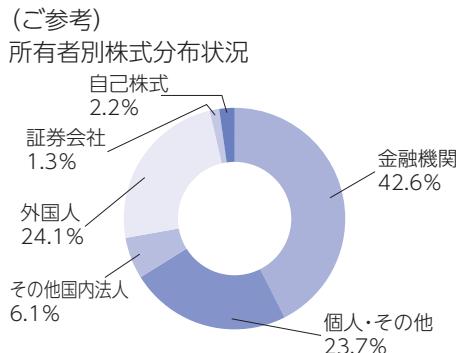
(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高		
	短 期 借 入 金	長 期 借 入 金	合 計
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,633 百万円	2,913 百万円	10,547 百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	6,321	2,013	8,335
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	785	2,160	2,945

(注) 借入金総額26,685百万円の10%以上の借入先を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 129,500,355株
(自己株式2,867,920株含む)
- (3) 株主数 8,294名
- (4) 大株主



株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	15,025 千株	11.8 %
日本生命保険相互会社	6,301	4.9
株式会社みずほ銀行	5,746	4.5
株式会社百十四銀行	5,671	4.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,092	3.2
明治安田生命保険相互会社	4,000	3.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,367	2.6
第一生命保険株式会社	3,215	2.5
タダノ取引先持株会	2,807	2.2
株式会社伊予銀行	1,572	1.2

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,867,920株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は、すべて当該各社の信託業務に係る株式であります。
 4. 第一生命保険株式会社の持株数には、特別勘定口7千株を含んでおります。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年1月29日開催の取締役会決議により、平成28年4月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	多 田 野 宏 一	企画管理部門・ICT部門統括
取 締 役 副 社 長	鈴 木 正	営業統括部門担当、CS部門・国内営業部門・海外事業部門・欧州事業部門・北米事業部門・中古車事業部門統括
取 締 役 ・ 執 行 役 員 常 務	奥 山 環	開発部門担当、SVE推進部門・タイ事業部門統括
取 締 役 ・ 執 行 役 員 常 務	西 陽 一 朗	生産部門担当、購買部門・品質安全部門・中国事業部門統括
取 締 役	伊 藤 伸 彦	
取 締 役	吉 田 康 之	
常 勤 監 査 役	児 玉 義 人	
常 勤 監 査 役	大 鹿 隆 司	
常 勤 監 査 役	井 之 川 和 司	
監 査 役	三 宅 雄 一 郎	弁護士（三宅法律事務所代表）、山洋電気株式会社社外取締役、新電元工業株式会社社外監査役、旭有機材株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち伊藤伸彦、吉田康之の両氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役のうち井之川和司、三宅雄一郎の両氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役 児玉義人氏は、当社企画管理部長を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社と三宅法律事務所、山洋電気株式会社、新電元工業株式会社及び旭有機材株式会社との間に特別な関係はありません。

5. 平成29年4月1日現在の取締役及び執行役員を担当・委嘱業務は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当・委嘱業務
代表取締役社長	多 田 野 宏 一	企画管理部門・ICT部門・技術研究部門統括
代表取締役副社長	鈴 木 正	営業統括部門担当、CS部門・国内営業部門・海外事業部門・欧州事業部門・北米事業部門・東南アジア事業部門・中古車事業部門統括
取締役・執行役員専務	奥 山 環	開発部門担当、SVE推進部門・タイ事業部門統括
取締役・執行役員常務	西 陽 一 朗	生産部門・購買部門・品質安全部門・中国事業部門統括
取 締 役	伊 藤 伸 彦	
取 締 役	吉 田 康 之	
執行役員常務	アレクサンダー・クネヒト	欧州事業部門担当、タダノ・ファウンGmbH取締役社長
執行役員常務	飯 村 慎 一	海外事業部門・北米事業部門・東南アジア事業部門担当、営業統括部門担当補佐
執行役員常務	高 梨 利 幸	国内営業部門担当、営業統括部門担当補佐、国内営業企画部長
執行役員常務	橋 倉 荘 六	企画管理部門担当
執行役員常務	澤 田 憲 一	CS部門・ICT部門・中古車事業部門担当
執行役員	程 筋	中国事業部門担当、中国総代表
執行役員	川 本 親	SVE推進部門担当、開発部門担当補佐、株式会社タダノエンジニアリング取締役社長
執行役員	藤 野 博 之	品質安全部門担当
執行役員	高 木 啓 行	購買部門担当、購買第一部長
執行役員	多 田 野 有 司	技術研究部門担当
執行役員	池 浦 雅 彦	国内営業部門担当補佐、国内営業企画部部長
執行役員	林 宏 三	東南アジア事業部門担当補佐、タダノ・アジアPte Ltd.取締役社長
執行役員	徳 田 裕 司	CS部門担当補佐
執行役員	五 味 幸 雄	生産部門担当
執行役員	官 野 耕 一	海外事業部門担当補佐、戦略市場部長
執行役員	イ ン ゴ ・ シ ラ ー	北米事業部門担当補佐、タダノ・アメリカCorp.取締役社長
執行役員	合 田 洋 之	開発部門担当補佐、LE開発第一部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報 酬 等 の 額
取 締 役	6名	294百万円 (うち社外取締役2名 26百万円)
監 査 役	4名	59百万円 (うち社外監査役2名 25百万円)

(注) 使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与含む)は支払っておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関しては、定款の定めに従い、株主総会の決議によって定められております。なお、平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会決議により取締役の報酬限度額は年額450百万円以内(うち社外取締役分は年額60百万円以内)、監査役の報酬額は年額100百万円以内(うち社外監査役分は年額40百万円以内)となっております。

具体的な取締役及び監査役の報酬の算定につきましては、取締役については役位別月額報酬額に、それぞれの業績等を勘案のうえ算定し、監査役については監査役会にて決定した基準に従い算定しております。

(3) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 当期における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
取 締 役	伊 藤 伸 彦	17回中17回 (100%)	—	企業経営に関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
取 締 役	吉 田 康 之	17回中17回 (100%)	—	シンクタンクで培った豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
監 査 役	井之川 和 司	17回中17回 (100%)	14回中14回 (100%)	コンプライアンスに関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
監 査 役	三 宅 雄 一 郎	17回中17回 (100%)	14回中14回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、適宜発言をしております。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期中に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の内容	支払額
① 当社が公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等	71百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71百万円

- (注) 1. 監査役会は、当該事業年度の監査計画における監査日数等から見積もられた報酬額につき、過年度実績の評価も踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会計監査人との契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 重要な子会社のうち、タダノ・ファウンGmbHは、デロイト トウシュGmbH、タダノ・アメリカCorp.は、デロイト トウシュLLPの監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(備考) 本事業報告中に記載の表示単位の金額及び株式数並びに持株比率は、数値未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	平成29年3月31日現在	平成28年3月31日現在
資 産 の 部		
流 動 資 産	177,965	185,483
現金及び預金	68,745	73,618
受取手形及び売掛金	48,717	51,143
商品及び製品	25,764	24,404
仕掛品	20,263	18,118
原材料及び貯蔵品	8,850	10,499
繰延税金資産	3,452	4,217
その他	2,357	3,626
貸倒引当金	△186	△144
固 定 資 産	51,834	49,917
有形固定資産	41,183	38,982
建物及び構築物	12,483	11,819
機械装置及び運搬具	3,005	2,909
土地	22,513	20,176
リース資産	492	534
建設仮勘定	979	1,473
その他	1,708	2,067
無形固定資産	1,181	1,187
投資その他の資産	9,469	9,747
投資有価証券	6,190	5,407
繰延税金資産	2,620	2,677
その他	1,666	2,513
貸倒引当金	△1,008	△851
資産合計	229,799	235,400

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	平成29年3月31日現在	平成28年3月31日現在
負 債 の 部		
流 動 負 債	55,515	70,028
支払手形及び買掛金	26,080	35,845
短期借入金	15,448	16,210
リース債務	216	233
未払金	5,205	5,014
未払法人税等	2,470	5,523
製品保証引当金	1,497	1,756
債務保証損失引当金	0	0
未経過割賦販売利益	152	207
その他	4,444	5,239
固 定 負 債	31,734	30,575
社債	10,000	10,000
長期借入金	11,237	10,023
リース債務	333	402
繰延税金負債	147	166
再評価に係る繰延税金負債	2,109	2,109
退職給付に係る負債	7,299	7,322
その他	607	550
負債合計	87,250	100,603
純 資 産 の 部		
株 主 資 本	141,746	133,190
資本金	13,021	13,021
資本剰余金	16,855	16,850
利益剰余金	114,507	105,960
自己株式	△2,637	△2,642
その他の包括利益累計額	318	1,024
その他有価証券評価差額金	1,732	850
土地再評価差額金	1,270	1,228
為替換算調整勘定	△1,875	△112
退職給付に係る調整累計額	△809	△942
非支配株主持分	484	582
純資産合計	142,549	134,796
負債純資産合計	229,799	235,400

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
売 上 高	179,676	209,426
売 上 原 価	129,682	146,298
割賦販売利益繰延前売上総利益	49,993	63,127
未経過割賦販売利益戻入	207	113
未経過割賦販売利益繰入	152	205
売 上 総 利 益	50,048	63,036
販売費及び一般管理費	31,564	31,973
営 業 利 益	18,484	31,062
営 業 外 収 益	758	623
受取利息	140	187
割賦販売受取利息	0	3
受取配当金	142	162
雑収益	475	270
営 業 外 費 用	752	1,006
支払利息	436	477
為替差損	152	363
雑損失	163	165
経 常 利 益	18,490	30,680
特 別 利 益	150	517
固定資産売却益	35	5
投資有価証券売却益	105	511
段階取得に係る差益	5	—
関係会社出資金譲渡益	4	—
特 別 損 失	1,298	1,080
固定資産除売却損	124	85
減損損失	199	283
関係会社出資金評価損	973	692
関係会社清算損	—	18
税金等調整前当期純利益	17,342	30,117
法人税、住民税及び事業税	5,034	11,412
法人税等調整額	366	△803
当期純利益	11,940	19,508
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)	58	△113
親会社株主に帰属する当期純利益	11,881	19,621

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	平成29年3月31日現在	平成28年3月31日現在
資 産 の 部		
流 動 資 産	136,722	140,193
現金及び預金	58,527	56,477
受取手形	13,005	15,438
売掛金	35,610	37,172
商品及び製品	15,305	14,870
仕掛品	5,849	5,612
原材料及び貯蔵品	5,207	5,474
繰延税金資産	1,629	1,680
未収入金	1,028	1,754
その他	640	1,780
貸倒引当金	△82	△68
固 定 資 産	62,934	58,978
有形固定資産	30,095	27,139
建物	7,420	6,976
構築物	924	898
機械及び装置	1,970	1,772
車両運搬具	87	103
工具器具及び備品	339	450
土地	17,987	15,574
リース資産	423	474
建設仮勘定	941	889
無形固定資産	555	539
特許権等	142	98
借地権	29	29
ソフトウェア	112	139
リース資産	6	32
その他	263	239
投資その他の資産	32,283	31,299
投資有価証券	6,139	5,353
関係会社株式	12,092	10,725
出資金	4	4
関係会社出資金	11,522	12,623
長期滞留営業債権	307	310
繰延税金資産	2,140	2,220
その他	374	362
貸倒引当金	△297	△300
資産合計	199,656	199,171

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	平成29年3月31日現在	平成28年3月31日現在
負 債 の 部		
流 動 負 債	49,582	56,673
支払手形	2,738	3,237
買掛金	24,193	31,197
短期借入金	12,411	10,036
リース債務	187	202
未払金	4,293	3,701
未払費用	1,702	1,779
未払法人税等	2,061	4,886
未払消費税等	90	—
製品保証引当金	749	927
債務保証損失引当金	0	0
未經過割賦販売利益	152	206
割賦販売前受利息	—	0
その他	1,000	497
固 定 負 債	27,910	27,813
社債	10,000	10,000
長期借入金	10,010	10,010
リース債務	269	335
再評価に係る繰延税金負債	2,109	2,109
退職給付引当金	4,957	4,826
長期未払金	54	54
その他	508	478
負債合計	77,492	84,487
純 資 産 の 部		
株 主 資 本	119,161	112,606
資本金	13,021	13,021
資本剰余金	16,956	16,956
資本準備金	16,913	16,913
その他資本剰余金	43	43
利益剰余金	91,820	85,264
利益準備金	2,409	2,409
その他利益剰余金	89,411	82,855
固定資産圧縮積立金	792	796
別途積立金	27,060	27,060
繰越利益剰余金	61,559	54,998
自己株式	△2,637	△2,636
評価・換算差額等	3,002	2,078
その他有価証券評価差額金	1,732	850
土地再評価差額金	1,270	1,228
純資産合計	122,164	114,684
負債純資産合計	199,656	199,171

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	前 期(ご参考) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
売 上 高	133,313	160,712
売 上 原 価	95,260	110,368
割賦販売利益繰延前売上総利益	38,052	50,343
未経過割賦販売利益戻入	206	103
未経過割賦販売利益繰入	152	205
売 上 総 利 益	38,106	50,241
販売費及び一般管理費	24,091	23,895
営 業 利 益	14,015	26,346
営 業 外 収 益	1,265	1,202
受取利息	59	66
割賦販売受取利息	1	3
受取配当金	1,016	1,041
雑収益	188	90
営 業 外 費 用	533	754
支払利息	181	190
社債利息	97	97
為替差損	157	319
雑損失	97	147
経 常 利 益	14,747	26,794
特 別 利 益	137	513
固定資産売却益	32	1
投資有価証券売却益	105	511
特 別 損 失	1,337	1,466
固定資産除売却損	114	56
関係会社株式評価損	122	399
関係会社出資金評価損	973	991
関係会社清算損	—	18
関係会社出資金譲渡損	127	—
税引前当期純利益	13,546	25,841
法人税、住民税及び事業税	3,897	9,168
法人税等調整額	△242	△757
当 期 純 利 益	9,891	17,430

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 タダノ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中 田 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 越 智 慶 太 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タダノの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タダノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 タダノ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中 田 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 越 智 慶 太 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タダノの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の利用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月16日

株式会社 タダノ 監査役会

常勤監査役	児 玉 義 人	Ⓔ
常勤監査役	大 鹿 隆 司	Ⓔ
常勤監査役	井 之 川 和 司	Ⓔ
監 査 役	三 宅 雄 一 郎	Ⓔ

(注) 常勤監査役 井之川和司、監査役 三宅雄一郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、株主に対する安定的な利益還元を継続することを基本とし、財務体質の健全性、連結業績及び配当性向等を総合的に勘案のうえで決定することとしております。

内部留保は、「四拍子そろったメーカー（商品力・製品品質・部品を含めたサービス力・中古車価値）」になるための設備投資・投融資等に充当し、持続的成長と企業価値向上を図ってまいります。

当期の業績及び今後の経営環境を勘案し、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきます。存じます。

【期末配当に関する事項】

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 13円

総額 1,646,221,655円

なお、中間配当金13円と合わせ、年間配当金は前期と同額の1株につき26円となります。

3

剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月28日（水曜日）

第2号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

ただのこういち
多田野 宏 一

(昭和29年7月3日生)

再任

所有する当社株式の数 277,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年4月 丸紅株式会社入社
 昭和63年6月 当社入社
 平成3年6月 社長室長
 平成9年1月 ファウンGmbH（現：タダノ・ファウンGmbH）取締役社長
 平成9年6月 取締役
 平成11年4月 取締役、執行役員常務
 平成13年4月 取締役、執行役員専務
 平成14年4月 代表取締役、執行役員専務
 平成15年6月 代表取締役社長
 平成29年4月 代表取締役社長、企画管理部門・ICT部門・技術研究部門統括（現任）

取締役候補者とした理由

多田野宏一氏は、当社の代表取締役社長に就任以来、それまでの豊富な経験を活かしつつ、経営の中枢において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの長期的成長に力を尽くしてきました。今後さらに、当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者といたしました。



候補者番号

2

すず き
鈴木

ただし
正

(昭和28年1月5日生)

再任

所有する当社株式の数 117,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和51年4月 住友商事株式会社入社
平成9年4月 当社入社
平成9年7月 海外事業部長
平成11年4月 執行役員
平成13年6月 取締役、執行役員
平成14年4月 取締役、執行役員常務
平成15年6月 取締役、執行役員専務
平成27年4月 取締役副社長
平成29年4月 代表取締役副社長、営業統括部門担当、CS部門・国内営業部門・海外事業部門・欧州事業部門・北米事業部門・東南アジア事業部門・中古車事業部門統括（現任）

取締役候補者とした理由

鈴木正氏は、海外事業、営業及びCS部門などの部門統括として幅広い役割を担い、経営戦略全般に関する豊富な知識と高い見識を有しており、当社グループの長期的成長に力を尽くしてきました。今後さらに、当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

3

おく やま
奥山

たまき
環

(昭和29年5月10日生)

再任

所有する当社株式の数 67,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年4月 当社入社
平成12年10月 設計第一部長
平成16年1月 ファウンGmbH（現：タダノ・ファウンGmbH）取締役
平成20年4月 執行役員
平成23年4月 執行役員常務
平成23年6月 取締役、執行役員常務
平成29年4月 取締役、執行役員専務、開発部門担当、SVE推進部門・タイ事業部門統括（現任）

取締役候補者とした理由

奥山環氏は、生産、品質安全及び開発部門などの部門統括や担当として幅広い役割を担い、これら分野の豊富な経験と高い見識を有しており、今後さらに、当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

4

にし
西

よう いち ろう
陽 一 朗

(昭和31年2月24日生)

再任

所有する当社株式の数 27,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和51年4月 ヤンマーディーゼル株式会社（現：ヤンマー株式会社）入社
平成17年4月 同社開発本部トラクタ開発部第1技術部部长
平成19年1月 ヤンマー農機株式会社（現：ヤンマー株式会社）トラクタ事業本部開発部第3開発グループ部长
平成20年6月 同社トラクタ事業本部開発部製品技術部部长
平成20年9月 当社入社
平成21年1月 開発企画部部长
平成21年4月 執行役員
平成23年4月 執行役員常務
平成23年6月 取締役、執行役員常務
平成29年4月 取締役、執行役員常務、生産部門・購買部門・品質安全部門・中国事業部門統括（現任）

取締役候補者とした理由

西陽一郎氏は、開発、生産及び品質安全部門などの部門統括や担当として幅広い役割を担い、これら分野の豊富な経験と高い見識を有しており、今後さらに、当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者となりました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

株主総会参考書類



候補者番号

5

いとう のぶ ひこ
伊藤 伸彦

(昭和22年2月5日生)

再任

社外取締役

取締役会への出席状況 17回/17回 (100%)

所有する当社株式の数 3,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年7月 エクソン化学ジャパン入社
平成元年7月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社（現：日本GE株式会社）入社
平成11年1月 GE横河メディカルシステム株式会社（現：GEヘルスケア・ジャパン株式会社）代表取締役社長
平成14年9月 GEエジソン生命保険株式会社（現：ジブラルタ生命保険株式会社）代表取締役社長兼CEO
平成16年1月 GEキャピタルリーシング株式会社（現：日本GE株式会社）代表取締役社長兼CEO
平成17年2月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社（現：日本GE株式会社）代表取締役社長兼CEO
平成20年1月 TPGキャピタル株式会社顧問
平成20年2月 NISグループ株式会社取締役
平成20年6月 当社取締役（現任）
平成22年6月 コニカミノルタホールディングス株式会社（現：コニカミノルタ株式会社）社外取締役
平成24年3月 エイボン・プロダクツ株式会社代表取締役会長
平成24年6月 株式会社タカラトミー社外取締役

社外取締役候補者とした理由

伊藤伸彦氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、企業経営に関する豊富な知識と経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としていたしました。



候補者番号

6

よし だ やす ゆき
吉 田 康 之

(昭和22年8月23日生)

再任

社外取締役

取締役会への出席状況 17回/17回 (100%)

所有する当社株式の数 19,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年4月 株式会社三菱総合研究所入社
平成14年10月 同社参与
平成19年10月 株式会社日建設計総合研究所入社、上席研究員
平成20年1月 同社常務理事、上席研究員
平成20年6月 当社取締役 (現任)
平成21年3月 株式会社日建設計総合研究所取締役、常務理事、副所長

社外取締役候補者とした理由

吉田康之氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、シンクタンクで培った豊富な知識と経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 取締役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤伸彦、吉田康之の両氏は社外取締役の候補者であります。
また、両氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
社外取締役候補者 伊藤伸彦、吉田康之の両氏につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 大鹿隆司氏が本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任いただいた場合の任期は、第72回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



きた むら あき ひこ
北 村 明 彦

(昭和34年10月14日生)

新任

所有する当社株式の数 2,000株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和57年4月 日産自動車株式会社入社
平成20年4月 同社事業収益管理部担当部長
平成20年9月 当社入社
平成20年12月 企画管理部部長（経理・財務担当）
平成23年4月 執行役員
平成24年4月 執行役員、企画管理部門担当
平成27年1月 執行役員、欧州事業部門担当補佐、タダノ・ファウン GmbH取締役副社長
平成29年4月 監査役室顧問（現任）

監査役候補者とした理由

北村明彦氏は、当社において企画管理部門担当執行役員を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、当社のドイツ子会社（タダノ・ファウン GmbH）の取締役副社長として経営全般に携わり、海外での豊富な知識と経験を有していることから、グループ経営全般にわたる監査が期待できると判断し、監査役候補者といたしました。

(注) 監査役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成20年5月8日開催の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針」の導入を決定し、同年6月24日開催の当社第60回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、平成23年6月24日開催の当社第63回定時株主総会及び平成26年6月25日開催の当社第66回定時株主総会において、その内容の一部変更及び継続について株主の皆様にご承認いただき、更新（当社第66回定時株主総会でご承認いただいた当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針を以下「現対応方針」といいます。）いたしました。その有効期間は、本総会終結の時までとなっております。

当社は、現対応方針継続後も、引き続き、金融商品取引法及び関連政省令の施行等の動向に注視しつつ、また、社会・経済情勢の変化や昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益をより一層確保し、向上させるための取組みのひとつとして、現対応方針の更新の是非を含め、その在り方について検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、現対応方針の有効期間終了に先立ち、平成29年5月18日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を引き続き維持することを確認したうえで、本総会における株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」（会社法施行規則第118条第3号ロ（2）に規定されるものをいいます。）として、現対応方針を更新（新たに更新する対応方針を以下「本対応方針」といいます。）することを決定いたしました。

本対応方針の主な特徴及び本対応方針の現対応方針からの主な変更点は、以下のとおりです。

1. 本対応方針の主な特徴

本対応方針の主な特徴は、以下のとおりです。

①当社取締役会による恣意的な判断を排除するための仕組み

当社は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役及び社外監査役で構成される独立委員会を設置し、当社取締役会による恣意的な判断を排除するため、大規模買付行為等に対する対抗措置発動の是非等を独立委員会に諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしています。

②大規模買付ルール of 迅速な運用を図る仕組み

大規模買付者に情報提供を求める期間がいたずらに引き延ばされ、大規模買付ルール of 迅速な運用が阻害されないよう、大規模買付者への情報提供要請期間に原則として60日間の上限を設けています。また、当社取締役会の評価期間は原則90日以内とし、延長期間についても最長30日間に限定しています。

③対抗措置の発動を限定するための仕組み

大規模買付ルールが遵守される場合は、原則として大規模買付行為等に対して対抗措置は発動せず、対抗措置を発動することができる場合を、大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められると判断される例外的な場合に限定しています。また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の是非の判断を株主意思確認株主総会に上程すべきとの勧告を受けた場合は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主意思確認株主総会を開催し、当該株主総会における決議の結果に従い、対抗措置の発動の是非についての取締役会決議を行うものとします。

④その他

大規模買付行為等に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していません。

2. 現対応方針からの主な変更点

現対応方針からの主な変更点は、以下のとおりです。

- ① 当社取締役会は、一定の場合に、大規模買付行為等に対する対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご意見を伺うべく株主意思確認株主総会を開催することといたしました。
- ② 独立委員会の委員の資格について、社外有識者を除外し、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役及び社外監査役のみに限定いたしました。
- ③ 大規模買付行為等に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明記いたしました。
- ④ その他、本対応方針がより分かりやすいものとなるよう、語句の修正、文言の整理等を行いました。

本対応方針への更新は、社外取締役2名を含む取締役全員が出席した当社取締役会において、社外取締役1名が反対、残る取締役5名の賛成により承認されました。また、かかる当社取締役会には、社外監査役2名を含む監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

本議案は、現対応方針の更新について株主の皆様のご意思を最大限に反映させるべく、当社定款第16条に基づき、下記のとおり、現対応方針の更新についてご承認をお願いするものであります。なお、本議案につき株主の皆様のご承認を得られなかった場合は、現対応方針は更新されないものとし、本総会終結の時をもって有効期間の満了により廃止されるものとします。

なお、平成29年3月末日時点での当社の大株主の状況は別紙1に記載のとおりですが、当社は平成29年5月18日現在、当社株式の大規模買付行為等に関する具体的提案を受けていないことを申し添えます。

記

1. 本対応方針の目的

本対応方針は、基本方針に沿って、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的を持って導入されるものです。

当社取締役会は、大量の当社の株式の買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反する買付行為等を抑止する為の枠組みが必要であると考えました。

金融商品取引法によって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされていますが、公開買付開始前における情報提供と検討時間を法的に確保することや、市場内での買い集め行為を法的に制限することができない等、濫用的な買収に対して必ずしも有効に機能しないことが考えられます。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、本対応方針を定めることにより、当社の経営を安定させ成長戦略に集中できる環境を整え、不測の事態等による混乱や弱体化に備えることが必要と考えます。

なお、当該基本方針の内容の概要及びその実現に資する特別な取組みの概要については、株式会社東京証券取引所の規則に基づき適時開示を行うとともに、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.tadano.co.jp/ir/newsrelease/index.html>) にも掲載しておりますのでご参照ください。

2. 本対応方針の対象となる当社株式の買付け

本対応方針においては、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社の株式の買付行為等、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株式の買付行為等（いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場買付け、公開買付け等の具体的な買付行為等の方法を問いません。このような買付行為等を以下「大規模買付行為等」といいます。）を行い又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、以下に記載のとおり、当社株式の大規模買付行為等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

（注1）特定株主グループとは、

- ① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。別段の定めがない限り以下同じとします。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、並びに、
- ② 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下同じとします。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）をいいます。

(注2) 議決権割合とは、

- ① 特定株主グループが、(注1)の①に記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も加算するものとします。以下同じとします。)、又は、
- ② 特定株主グループが、(注1)の②に記載の場合は、当該買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。))の合計をいいます。
各議決権割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。))及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定する議決権の数をいいます。))は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールを遵守して一連の手続が進行されたか否か、及び、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについて、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規則(その概要は別紙2に記載のとおりです。))に従い、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役又は社外監査役の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員から構成されるものとします。独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙4に記載のとおりです。

4. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為等が、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、企業価値・株主の皆様の共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、概要、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会又は株主意思確認株主総会が対抗措置の発動の是非について決議した後にはのみ、大規模買付者は、大規模買付行為等を開始することができる、というものです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。))を日本語にて提出していただきます。なお、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- ① 大規模買付者及びその概要
 - (i) 名称及び所在地
 - (ii) 会社等の目的及び事業の内容
 - (iii) 大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)の概要
 - (iv) 設立準拠法
 - (v) 代表者の氏名

(vi) 国内連絡先

- ② 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況
- ③ 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得することを予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（注3）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）
- ④ 大規模買付ルールに従う旨の誓約文言

なお、意向表明書の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

(注3) 重要提案行為等とは、

金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等をいいます。

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日（注4）（初日不算入）以内に、適宜必要に応じて外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下同じとします。）の助言を得ながら、大規模買付行為等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要な、当初提供していただくべき情報のリスト（以下「当初提供情報リスト」といいます。）を大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当社取締役会に対して、かかる当初提供情報リストに従って十分な情報を日本語で提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を速やかに独立委員会に提供します。また、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、上記の当初提供情報リストに従い大規模買付者から当社取締役会に対して当初提供していただいた情報だけでは、当該大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます（当初提供情報リストに従って提供していただくべき情報及び追加で提供していただくべき情報を総称して、以下「大規模買付情報」といいます。）。当社取締役会は、大規模買付者から追加で提供していただいた情報についても速やかに独立委員会に提供します。

なお、大規模買付ルールの迅速な運営を図るべく、当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者に対して情報提供を要請する都度、当該情報提供の回答期限を設定する場合があります。また、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請し、かかる要請を受けて大規模買付者が回答を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）については、当初提供情報リストの大規模買付者への発送日から起算して60日間を上限として設定します。そして、情報提供要請期間が上限に達して満了した時は、たとえ必要情報が十分に揃っていない状況であっても、情報提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、速やかに取締役会における評価を開始しま

す。ただし、大規模買付者からの延長要請が合理的な理由に基づく場合には、必要に応じて30日間を上限に情報提供要請期間を延長することができるものとします。一方、情報提供要請期間が満了する前であっても、必要情報が揃ったと当社取締役会が判断した場合には、情報提供要請期間を終了し、取締役会における評価を開始するものとします。

なお、以下の①から⑩までの項目は、原則として当初提供情報リストに含まれるものとしますが、提供していただく当該大規模買付情報の具体的な内容及び範囲は、当社取締役会が、当該大規模買付行為等の内容及び態様に照らして、当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と合理的に判断する内容及び範囲に限定されます（追加で提供していただくべき情報の内容及び範囲については、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで判断するものとします。）。また、大規模買付者が大規模買付情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者並びにファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、所在地、会社等の目的及び事業の内容、沿革、代表者、役員、株主、社員その他構成員の氏名、経歴及び所有株式の数、資本構成その他の会社等の状況、直近3事業年度の財務内容、経営成績その他経理の状況、並びに設立準拠法等を含みます。）
- ② 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法及び内容（買付対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性（法令上必要となる許認可等の取得を含みます。）、実現可能性、大規模買付行為等後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- ③ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ④ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、調達方法、関連する一連の取引の条件、取引の仕組み等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ⑥ 大規模買付行為等完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策
- ⑦ 当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為等完了後の対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付行為等に関する意向表明書を受領した場合、その事実を株主の皆様にご公表いたします。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報（提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下同じとします。）は、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部をご公表いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断したときは、その旨をご公表いたします。

（注4）営業日とは、

行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

（3）当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、情報提供要請期間が満了又は終了した後、大規模買付行為等の評価検討の難易度に応じて、次の①又は②の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として設定します。

- ① 対価を円貨の現金のみとし、当社の株券等の全てを対象とする公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。以下同じとします。）による大規模買付行為等の場合には最長60日間
- ② ①以外の大規模買付行為等の場合は最長90日間

ただし、当社取締役会は、取締役会評価期間が満了する時点において、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、なお、大規模買付行為等についての評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案等が十分に行われていないと判断した場合には、最長30日間の範囲内で取締役会評価期間を延長できるものとします。そして、その場合は、具体的な延長の期間及び当該延長が必要とされる理由を大規模買付者に通知するとともに株主の皆様にご公表いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、適宜必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、提供された情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に対し通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書、大規模買付情報の提供を受け、取締役会評価期間内に、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非等について諮問します。

（4）対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受け、取締役会評価期間内に、上記4.（3）に記載の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当該大規模買付行為等が下記5.（1）、又は（2）に記載の①から⑤までのいずれかに該当するか否か、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否か、株主の皆様に対抗措置の発動の是非についてご判断いただくための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を開催すべきか否か又はその他の諮問事項について検討し、その結果を当社取締役会に

勧告します。

より具体的には、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かについて検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断し、その旨の勧告を行う場合には、併せて対抗措置の発動の是非について当社取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、対抗措置を発動することが相当でないとして判断した場合は、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

また、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合、当該大規模買付行為等が下記5.(2)に記載の①から⑤までのいずれかに該当しているか否かについて検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。当該大規模買付行為等が下記5.(2)に記載の①から⑤までのいずれかに該当している旨の勧告を行う場合には、併せて対抗措置の発動の是非（株主意思確認株主総会への上程の要否を含みます。）について当社取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付行為等が下記5.(2)に記載の①から⑤までのいずれかに該当していると判断した場合であっても、対抗措置を発動することが相当でないとして判断した場合は、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。一方、独立委員会は、大規模買付行為等が下記5.(2)に記載の①から⑤までのいずれにも該当していないと判断した場合はその旨の勧告と、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。また、独立委員会は、大規模買付行為等が下記5.(2)に記載の①から⑤までのいずれにも該当していないと判断した場合であっても、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められると判断した場合はその旨の勧告と、対抗措置の発動の是非（株主意思確認株主総会への上程の要否を含みます。）について当社取締役会に対して勧告します。

なお、独立委員会は、大規模買付者に対し、かかる検討に必要な情報の提供を求めることができるものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。また、当社取締役会は、当該勧告の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(5) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記4.(4)に記載の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から、対抗措置発動の是非等について決議します。当社取締役会は、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

大規模買付者が大規模買付行為等を行うことができるようになる場合は、以下のとおりです。

①当社取締役会が対抗措置を発動しないことを決議した場合

当社取締役会は、取締役会評価期間中に対抗措置を発動しないと判断した場合はその旨の決議を行うものとし、かかる決議を行った場合は、大規模買付者は当該決議の日から意向表明書に記載された方法及び内容の範囲内で大規模買付行為等を行うことができることとします。

② 株主意思確認株主総会において対抗措置の発動が否決された場合

当社取締役会は、下記5.(2)に記載の従って開催される株主意思確認株主総会において、対抗措置の発動が出席株主が有する議決権の過半数の反対により否決された場合は、当該株主総会決議に従い、対抗措置を発動しない旨の決議を行うこととし、大規模買付者は当該決議の日から意向表明書に記載された方法及び内容の範囲内で大規模買付行為等を行うことができることとします。

5. 大規模買付行為等がなされた場合の対応方針

当社取締役会は、具体的な対抗措置の発動を決議するに当たっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の勧告を最大限尊重し、以下の手続に従い決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合には、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に対抗措置を発動することとすると当社又は当社株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、対抗措置の発動を決議することができるものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して大規模買付行為等を行い又は行おうとする場合には、仮に当社取締役会が当該大規模買付行為等に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は決議しません。大規模買付者の大規模買付行為等の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して大規模買付行為等を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為等が、以下の①から⑤までのいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害を与える等、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められると判断される場合には、当社取締役会は、例外的に、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、以下のア.乃至ウ.に記載の手続に従い、対抗措置の発動等について決議することができるものとします。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーであると判断される場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合

- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の全株券等の買付けを勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。）等、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、買付予定数に上限を付した公開買付けであることをもって当然にこれに該当すると判断されるものではありません。）

ア. 独立委員会が、株主意思確認株主総会において対抗措置の発動の是非を決議するよう求めるべきとの勧告を行う場合

独立委員会は、大規模買付行為等が上記①から⑤までのいずれかに該当すると判断した場合、又は、大規模買付行為等が上記①から⑤までのいずれにも該当しないが、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められると判断した場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非を判断するため、株主意思確認株主総会に対抗措置を発動する旨の議案を上程するよう勧告することができるものとします。当社取締役会は、独立委員会から、株主意思確認株主総会を開催し、対抗措置を発動する旨の議案を株主意思確認株主総会に上程すべきとの勧告を受けた場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、会社法の手続に従い速やかに株主意思確認株主総会を開催し、対抗措置発動の是非に関する議案を上程するものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会において、対抗措置を発動することが出席株主が有する議決権の過半数の賛成により可決された場合、当該株主総会決議に従い、対抗措置を発動する旨の決議を行うものとします。また、当社取締役会は、株主意思確認株主総会において、対抗措置を発動することが否決された場合は、当該株主総会決議に従い、対抗措置を発動しない旨の決議を行うものとします。

イ. 独立委員会が、株主意思確認株主総会を開催せずに対抗措置の発動を決議するべきとの勧告を行う場合

独立委員会は、大規模買付行為等が上記①から⑤までのいずれかに該当することが明らかであると判断した場合、当社取締役会に対して、当社取締役会の決議のみで対抗措置を発動すべきことを勧告することができるものとします。当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間において対抗措置を発動すべきとの判断に至った場合、対抗措置を発動することを決議します。

ウ. 独立委員会が、株主意思確認株主総会を開催せずに対抗措置の不発動を決議するべきとの勧告を行う場合

独立委員会は、大規模買付行為等が上記①から⑤までのいずれにも該当しないと判断した場合（ただし、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められると判断した場合を除きます。）、又は、上記①から⑤までのいずれかに該当すると判断しつつも対抗措置を発動することが相当でないとは判断した場

合、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべきでないことを勧告するものとします。当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間において対抗措置を発動すべきでないとの判断に至った場合、対抗措置を発動しないことを決議します。ただし、当社取締役会は、株主の共同の利益のために対抗措置を発動することが必要かつ相当であると判断する場合には、当該議案を株主意思確認株主総会に上程することができるものとします。その後の手続は、上記ア.と同様です。

(3) 対抗措置の内容

当社が本対応方針に基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置としては、新株予約権無償割当てその他法令又は当社の定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の当該新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は別紙3に記載のとおりです。ただし、この場合、当社は、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

(4) 対抗措置の発動の中止又は撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、大規模買付者が大規模買付行為等を中止若しくは撤回した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益の確保・向上という観点から、発動を決議した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の中止又は撤回を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が新株予約権無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為等を中止し、当社取締役会が対抗措置の中止又は撤回に関する決議を行った場合には、新株予約権無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては、新株予約権無償割当てを中止する場合がありますが、本権利落ち日よりも前に当社の株式を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に新株予約権無償割当てによる希釈化を前提として、当社の株式を売却された方が、新株予約権無償割当てが中止又は撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、新株予約権無償割当てを中止又は撤回しないものとします。

当社取締役会が、発動を決議した対抗措置の中止又は撤回を決定するに当たっては、発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った具体的事情を提示したうえで、改めて独立委員会に諮問し、独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を中止又は撤回するか否かの判断を行うものとします。

6. 本対応方針の有効期間、継続、変更及び廃止について

本対応方針は、本総会終結の時から発効することとし、有効期間は、平成32年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとします。

また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会にて本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で変更又は廃止されるものとし、当社取締役会はその旨を速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会の決議による本対応方針の変更又は廃止は、関係法令・規則等の改正・整備等を踏まえ、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本総会における本対応方針の承認決議の趣旨に反しない範囲でなされる場合に限ります。

7. 株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針導入時には、対抗措置の発動は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記5.に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、当該大規模買付者による大規模買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置の発動を決議することがありますが、株主の皆様（対抗措置発動の対象となった大規模買付者その他一定の者を除きます。）が、法的権利又は経済的側面においての格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置の発動を決議した場合には、適用ある法令、金融商品取引所の上場規則等に従って、適時に適切な情報開示を行います。

また、対抗措置として考えられるもののうち、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、別紙3の概要に従って新株予約権無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行った場合は、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、新株予約権無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合であっても、上記5.（4）に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回した等の理由により、本権利落ち日の前々営業日までにおいては新株予約権無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日の前営業日以降においては、新株予約権無償割当てを中止又は撤回することはありません。

(3) 新株予約権無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得にともなう株主及び投資家の皆様と与える影響

対抗措置として考えられるもののうち、別紙3の概要に従って新株予約権無償割当てを行った場合、本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、別紙3「本新株予約権の概要」8.に記載の非適格者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

8. 対抗措置発動に当たって株主の皆様に必要な手続

対抗措置として考えられるもののうち、別紙3の概要に従って新株予約権無償割当てを行った場合、及び当社が新株予約権を取得する場合に、株主の皆様に関連する手続は以下のとおりです。

- ① 当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様におかれましては、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されますので、新株予約権無償割当てについての申込みの手続等は不要です。
- ② 本新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に本新株予約権を行使し、一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。なお、当社が取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合には、株主の皆様において、上記の本新株予約権の行使の手続は不要です。
ただし、当社が本新株予約権を取得する際に、大規模買付者その他一定の者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合があります。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び金融商品取引所の上場規則に基づき別途お知らせします。

9. その他

- (1) 本対応方針は、社外取締役2名を含む取締役全員が出席した平成29年5月18日開催の当社取締役会において、社外取締役1名が反対、残る取締役5名の賛成により承認されました。当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。
- (2) 当社取締役会は、本対応方針の有効期間内であっても、関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直し、又は本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以上

当社の大株主の状況

(平成29年3月末日現在)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	15,025 千株	11.8 %
日本生命保険相互会社	6,301	4.9
株式会社みずほ銀行	5,746	4.5
株式会社百十四銀行	5,671	4.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,092	3.2
明治安田生命保険相互会社	4,000	3.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,367	2.6
第一生命保険株式会社	3,215	2.5
タダノ取引先持株会	2,807	2.2
株式会社伊予銀行	1,572	1.2
計	51,800	40.9

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,867,920株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は、すべて当該各社の信託業務に係る株式であります。
 4. 第一生命保険株式会社持株数には、特別勘定口7千株を含んでおります。

(ご参考)

①発行可能株式総数 400,000,000株

②発行済株式の総数 129,500,355株

③株主数 8,294名

※発行済株式の総数には、自己株式2,867,920株を含んでおります。

以上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
2. 独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役又は社外監査役の中から、当社取締役会の決議に基づき選任する3名以上の委員により構成される。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会后、最初に開催される当社取締役会の終結の時又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他止むを得ない事情がある場合は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 大規模買付者が提供する情報の十分性
 - (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か
 - (3) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非（株主意思確認株主総会への上程の可否を含む。）
 - (4) 本対応方針に係る対抗措置の発動の中止又は撤回
 - (5) 本対応方針の変更及び廃止
 - (6) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、第7項に規定する職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、基準日における当社の発行済株式の総数（ただし、同基準日において当社の有する当社の普通株式の数を除く。）以上で、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。

2. 割当対象株主

当社取締役会が基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社の普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権無償割当てを行う。

3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

4. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める額とする。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

8. 本新株予約権の行使条件

大規模買付者の具体的な買付方法に応じて、①特定大量保有者（注5）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注6）、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①から⑤までに該当する

者の関連者（注7）（これらの者を総称して、以下「非適格者」という。）は、本新株予約権を行使することができないものとする。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

9. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとする。また、当社は、本新株予約権無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得に関する事項（非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項を含む。）を定めることができるものとする。ただし、非適格者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

10. その他

その他必要な事項については本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

（注5）特定大量保有者とは、

当社が発行者である株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

（注6）特定大量買付者とは、

公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいう。以下本注において同じとする。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

（注7）ある者の「関連者」とは、

実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいう。）をいう。

以上

独立委員会委員の略歴

氏 名：伊藤 伸彦

生年月日：昭和22年 2月 5日生

【略歴】

昭和46年 7月 エクソン化学ジャパン入社
平成 元年 7月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社（現：日本GE株式会社）入社
平成11年 1月 GE横河メディカルシステム株式会社（現：GEヘルスケア・ジャパン株式会社）代表取締役社長
平成14年 9月 GEエジソン生命保険株式会社（現：ジブラルタ生命保険株式会社）代表取締役社長兼CEO
平成16年 1月 GEキャピタルリーシング株式会社（現：日本GE株式会社）代表取締役社長兼CEO
平成17年 2月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社（現：日本GE株式会社）代表取締役社長兼CEO
平成20年 1月 TPGキャピタル株式会社顧問
平成20年 2月 NISグループ株式会社取締役
平成20年 6月 当社取締役（現任）
平成22年 6月 コニカミノルタホールディングス株式会社（現：コニカミノルタ株式会社）社外取締役
平成24年 3月 エイボン・プロダクツ株式会社代表取締役会長
平成24年 6月 株式会社タカラトミー社外取締役

※ 伊藤伸彦氏は、現在、当社の社外取締役であり、本総会において、社外取締役として再任予定であります。
また当社は、同氏を株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名：吉田 康之

生年月日：昭和22年 8月23日生

【略歴】

昭和46年 4月 株式会社三菱総合研究所入社
平成14年10月 同社参与
平成19年10月 株式会社日建設計総合研究所入社、上席研究員
平成20年 1月 同社常務理事、上席研究員
平成20年 6月 当社取締役（現任）
平成21年 3月 株式会社日建設計総合研究所取締役、常務理事、副所長

※ 吉田康之氏は、現在、当社の社外取締役であり、本総会において、社外取締役として再任予定であります。
また当社は、同氏を株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏名：三宅 雄一郎

生年月日：昭和22年8月8日生

【略歴】

昭和47年4月 弁護士登録（現在に至る）

昭和47年4月 三宅法律事務所入所（現在に至る）

平成6年8月 大平製紙株式会社（現：ダイニツク株式会社）社外監査役

平成7年6月 山洋電気株式会社社外監査役

平成10年6月 住友大阪セメント株式会社社外監査役

平成11年6月 山洋電気株式会社社外取締役（現任）

平成12年11月 株式会社東京個別指導学院社外監査役

平成15年6月 新電元工業株式会社社外監査役（現任）

平成18年8月 旭化成株式会社社外監査役

平成20年6月 当社監査役（現任）

平成26年6月 旭有機材工業株式会社（現：旭有機材株式会社）社外取締役（現任）

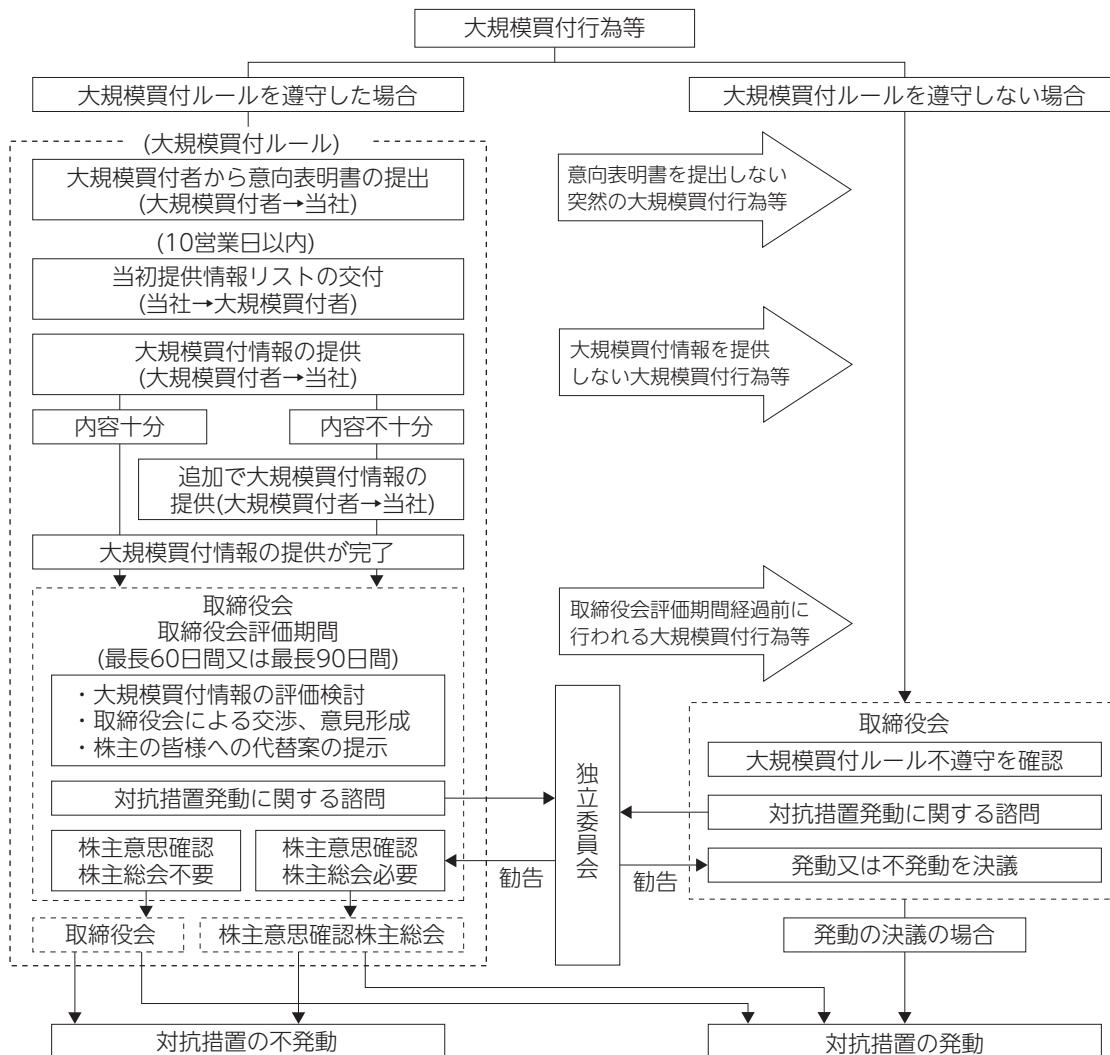
（重要な兼職の状況）

弁護士（三宅法律事務所代表）、山洋電気株式会社社外取締役、新電元工業株式会社社外監査役、旭有機材株式会社社外取締役

※ 三宅雄一郎氏は、現在、当社の社外監査役であります。また当社は、同氏を株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（フローチャート図）



上図は本対応方針及び大規模買付ルールの理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したもので、必ずしも全ての手続を示したものではありません。詳細は本文をご覧ください。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社における、社外取締役および社外監査役（以下総称して、「社外役員」という）の独立性の判断基準について、社外役員が以下のいずれかの者に該当する場合、一般株主との利益相反が生じるおそれがある、経営陣から著しいコントロールを受ける者、あるいは経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者とみなして、独立性なしと判断します。

1. 当社の大株主または大株主が法人である場合は、当該大株主の業務執行者
※大株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいいます。
※業務執行者とは、業務執行取締役だけでなく、執行役、執行役員および使用人も含みます。(以下、同様です。)
2. タダノグループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
※タダノグループを主要な取引先とする者とは、直近の3事業年度のいずれかにおいて、その者の連結売上高の2%以上の支払をタダノグループから受けている者（法人・団体を含む）をいいます。
3. タダノグループの主要な取引先またはその業務執行者
※主要な取引先とは、直近の3事業年度のいずれかにおいて当該取引先との取引額が、タダノグループの連結売上高の2%以上を占めている取引先をいいます。
4. タダノグループから多額の寄付を受けている者（法人・団体等の場合は理事その他の業務執行者）
※多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいいます。
5. タダノグループから役員報酬以外に、多額の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等
※多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいいます。
6. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族
 - (1) タダノグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人
 - (2) 過去1年間において、タダノグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者
 - (3) 上記1. から5. に該当する者※重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいいます。

注：タダノグループとは、当社およびその連結子会社をいいます。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力下さい。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。
また、議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用できませんのでご了承下さい。

<http://www.it-soukai.com>

- (2) 行使期限は平成29年6月26日(月曜日)午後5時25分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部(以下)までお問い合わせ下さい。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

以上

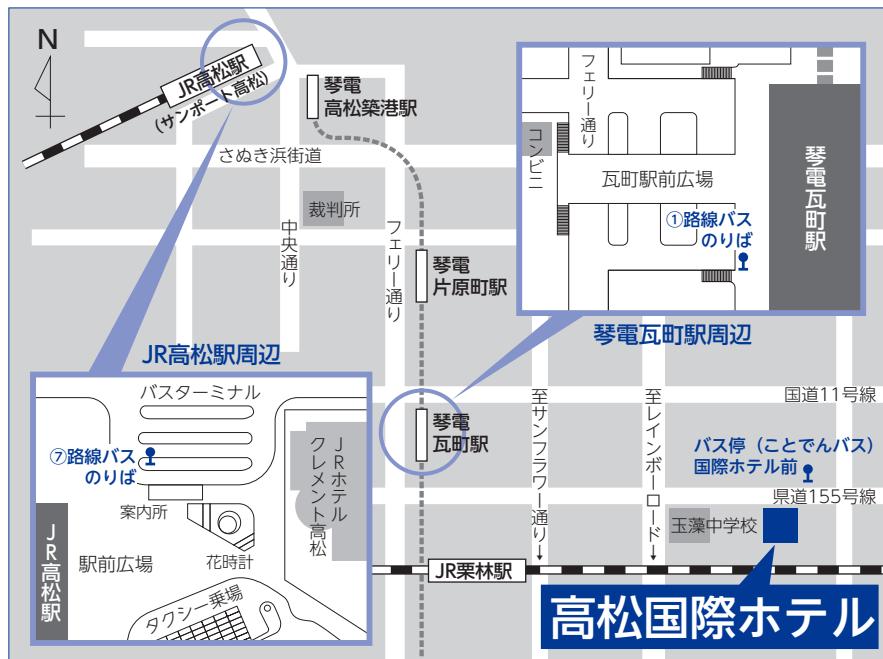
(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

メモ欄

第69回定時株主総会会場ご案内図

会場：香川県高松市木太町2191番地1
高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間



ご参考 (交通手段)

●ことのでん路線バス

(庵治線 / 大学病院線 国際ホテル前下車)

路線バス	発車時刻	午前 9 時00分	午前 9 時20分
JR高松駅前⑦のりば			
琴電瓦町駅①のりば		午前 9 時10分	午前 9 時30分

●タクシー

JR高松駅から15分 琴電瓦町駅から10分

●高松国際ホテルには、駐車場もございます。



TADANO

株式会社 タダノ

香川県高松市新田町甲34番地

<http://www.tadano.co.jp/>

